

諸外国の通信・放送法制と動向

平成20年3月13日

【目次】

1－1	米国の通信・放送法制とその動向①	2
1－2	米国の通信・放送法制とその動向②	3
1－3	米国の通信・放送法制とその動向③	4
2－1	EUの通信・放送法制とその動向①	5
2－2	EUの通信・放送法制とその動向②	6
2－3	EUの通信・放送法制とその動向③	7
3	EU主要国における通信・放送法制とその動向	8
4	諸外国における「レイヤー型法制」の事例	9
参考資料	主要国の通信・放送法制比較	10

1-1 米国の通信・放送法制とその動向①

- 連邦通信法に基づき、電気通信、放送、ケーブルサービスなどサービス類型別に規制を実施。
- 連邦(FCC)の権限は州際通信や無線局免許等に限られ、州内通信・ケーブルテレビは各州・市町村の権限。
- 1996年の大改正後、通信・放送法制の枠組みの大きな変更はないが、近年、地域電話会社とCATV事業者との競争やインターネット中立性の観点から、制度改正の議論がなされている。

連邦通信法

コンテンツ

- ・わいせつ通信の禁止
- ・わいせつコンテンツ等に対するアクセス制限措置について、当該措置をとったプロバイダの責任制限 等

- ・わいせつ番組等の伝送の禁止
- ・Vチップ規制
- ・候補者への同等機会の提供 等

- ・わいせつ放送等の禁止
- ・Vチップ規制
- ・候補者への同等機会の提供
- ・視聴者の欺罔の禁止
- ・スポンサーの明示 等

伝送サービス

電気通信サービス

利用される施設にかかわらず、直接公衆に対し、又は直接公衆に効果的に利用させるような利用者に対し、料金を課して電気通信を提供すること。(電話、FAX等)

- ・参入規制(認証)
- ・料金規制
- ・相互接続義務
- ・ユニバーサルサービス基金への供出 等

情報サービス

電気通信を介して情報を生成、取得、蓄積、交換処理、検索、利用し、又はその利用を可能とする能力の提供。(ADSL、ケーブルモデム等)

- ・公衆電気通信事業者に科される料金規制・接続規制等の対象外

ケーブルサービス

ビデオ番組又はその他の番組サービスの加入者への片方向伝送。

- ・参入規制(フランチャイズ免許)
- ・料金規制
- ・マストキャリー規制 等

放送

直接に又は中継局を經由して、公衆によって直接受信されることを目的とする無線通信の送信。

- (参入規制(無線局免許))

伝送設備

有線電気通信設備(線路敷設権等)

無線設備(無線局免許等)

1-2 米国の通信・放送法制とその動向②

○2006年6月に米国議会下院において連邦通信法改正法案(Communication Opportunity, Promotion and Enhancement Act of 2006: COPE法案)が賛成多数で可決されたものの、上院において審議未了により廃案。

1 経緯

- 地域電話会社が光ファイバ投資を進め、IPTVサービスを展開するなかで、ケーブルフランチャイズ取得手続きが煩雑(市町村単位での取得)。
- 設備ベースのインターネットサービス事業者が、コンテンツプロバイダや広帯域を占有する利用者に対しネットワーク整備費用を負担させるために付加料金制度を導入する計画。これに対しプロバイダ側は「ネットの中立性確保」を主張し対立。

連邦通信法見直しの動きが活発化。下院・上院それぞれにおいて、ケーブルフランチャイズ制度の見直し、ネットワーク中立性確保を含む連邦通信法の包括的見直し法案が提出、審議。下院では法案が可決(COPE法案)。上院では審議未了により廃案。

2 COPE法案の概要

項目	改正内容
ケーブルフランチャイズの見直し	現在各市町村に与えられているケーブルフランチャイズの権限をFCCに移行
ネットワークの中立性	2005年9月にFCCが策定した「ブロードバンドに関する政策文書※」を執行する権限をFCCに付与(ただし規制を制定する権限はなし) ※「自由にコンテンツにアクセスできる権利」「自由にアプリケーションなどを享受できる権利」「ネットワークに害を与えない限り自由に端末を接続できる権利」「サービスプロバイダ間の競争の利益を享受できる権利」の4原則を提示。
その他	・VoIPへの緊急通報サービス(E911)の提供義務づけ ・ブロードバンドサービス提供事業者の抱き合わせ販売禁止 等

1-3 米国の通信・放送法制とその動向③

【放送に関する規制の動向】

■FCCのメディア所有規制の緩和

言論の多様性を確保する観点から、メディア企業に対して、①多数局保有の制限、②クロス・オーナーシップ制限のメディア所有規制がかけられている。2002年以降、この規制の緩和について、経営の効率化や報道の品質維持の観点等から議論。

2003-2005 メディア所有規制の改正の差し止め

FCCは、2003年にメディア所有規制を包括的に緩和するための新規則を採択したものの、上下両院の反対や連邦控訴裁の差し止め命令、見直し判決等を受けFCCは上告を断念。その後放送事業者が最高裁に上告するものの2005年棄却。

2006- 新たなメディア所有規制の改正の動き

FCCは、2006年から新たにメディア所有規制の改正に着手。2007年12月に新聞と放送の間のクロスオーナーシップを一部解禁する新規則(一定の要件を充たす場合、FCCの審査を経て、日刊新聞の所有者に対して1の放送局(AM、FM又はTV)の所有を許すもの。)を採択。議会、学会等の一部から反対が表明されている。

【融合・連携への対応動向】

■DSL、ケーブルインターネット接続サービスの位置づけ

新サービスの位置づけについて議論。ケーブルインターネット接続については訴訟に発展。

2005 DSLサービス等に係る整理

FCCは、DSLサービスを含む有線ブロードバンドアクセスサービスを「情報サービス」と位置づけ、公衆電気通信事業者に科される料金規制・接続規制の対象外と決定。

2002-2005 ケーブルインターネット接続サービスに係る整理

FCCは、2002年にケーブルモデムによるインターネット接続は州際の「情報サービス」と決定。

これに対し訴訟提起されたが、2005年に連邦最高裁はFCCを支持。

■地域電話会社が提供するビデオ配信サービスとケーブルサービスの関係

通信事業者が提供するビデオ配信サービスについて、ケーブルフランチャイズ制度が適用されるかどうかについて議論。

- ・ベライゾンの提供する「Fios」はCATVと同様のRF技術であり、同社は各州でCATVサービスのケーブルフランチャイズを取得。
- ・これまでに21の州（テキサス、カリフォルニア、ニュージャージー、フロリダ、コネチカット等）において、サービス促進等のため、フランチャイズ免許を市町村単位から州に一元化する制度改正が行われた。

2007 コネチカット州、AT&TのU-verseをCATVサービスと判断

コネチカット州公益事業管理局は、同州連邦地裁でのAT&Tが提供するIPTVであるU-verseがCATVサービスとの判決に基づき、有料TVサービスではなく、CATVサービスの提供のためのフランチャイズ取得をAT&Tに命令。AT&Tは上告。

2-1 EUの通信・放送法制とその動向①

- EUでは、欧州単一市場の形成等の観点から、ネットワーク、コンテンツについて規制の基本的枠組みとして、2002年に「電子通信規制パッケージ」、2007年に「視聴覚メディアサービス指令」を制定。これに基づき、各加盟国が国内法制化。
- 電子通信規制パッケージでは、「枠組み指令」において、「電子通信ネットワーク」「電子通信サービス」の概念を導入。
- 「視聴覚メディアサービス指令」において、コンテンツ規制の枠組みをテレビ放送(リニアサービス)からVOD等のノンリニアサービスに拡大。

視聴覚メディアサービス指令(AVMS指令)

視聴覚メディアサービス

電子通信ネットワークにより一般大衆を対象とする番組を供給することを主目的とし、提供者の編集責任に属しているサービス

ノンリニアサービス

“受信者が送信のタイミングを決定するもの”
(VoD等)

リニアサービス

“番組提供者が送信のタイミングを決定し、編集をするもの”
(従来型TV、IPTV、ウェブキャスト等)

コンテンツ

・プロバイダが違法なコンテンツに対しアクセス制限措置をとった場合の責任制限等
【電子商取引指令】

電子通信規制パッケージ

伝送サービス

電子通信サービス(electronic communications service)

電子通信ネットワーク上で提供される信号伝送サービス、即ち、電気通信サービス及び放送伝送サービス。

伝送設備

電子通信ネットワーク(electronic communications network)

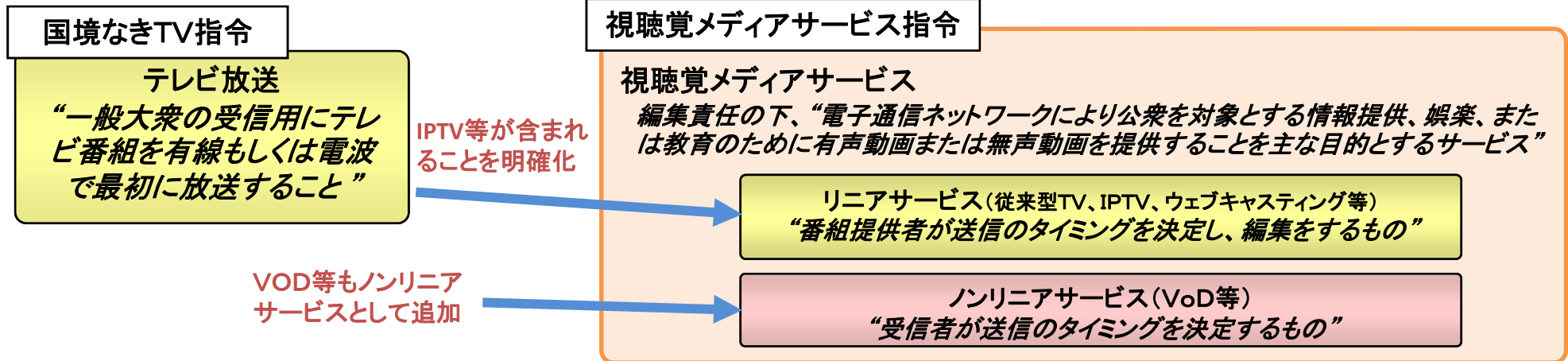
有線・無線・光その他の電磁的手段により信号を伝送する伝送システム(衛星、固定、移動体、放送ネットワーク等を含む)

関連設備(associated facilities)

電子通信ネットワーク、電子通信サービスを介したサービス提供を可能にし、支援する設備(CAS、EPGを含む)

2-2 EUの通信・放送法制とその動向②

OEUでは、近年の融合現象の進展に対応して、放送コンテンツに関する「国境なきテレビ指令」の見直しを行い、2007年12月「視聴覚メディアサービス指令」が発効。



加盟国の確保すべき 主な規律の内容 ①	適用されるサービス		加盟国の確保すべき 主な規律の内容 ②	適用されるサービス	
	リニア	ノンリニア		リニア	ノンリニア
サービス提供者の名称・住所・問合せ先の公開	○	○	・重要なニュースの独占的放送の防止措置 ・短いニュースレポートへの他国事業者のアクセス保障	○	—
性別、人種、宗教、障害、年齢等に基づく憎しみを扇動するものを含まないこと	○	○	ニュース等を除く放送時間のうち、大部分を欧州作品のために保留することの保障、最低10%を放送事業者から独立した欧州番組制作者のために確保すること	○	—
視聴覚コマーシャル通信(テレビ広告、スポンサー、テレビショッピング等)について、 ・コマーシャルであると認識可能なこと ・たばこ製品の取扱い禁止 ・未成年者に対して道徳的・身体的に有害なものであってはならないこと	○	○	未成年者の身体的・精神的・道徳的発達に深刻な害を与える番組(特にポルノ、暴力)が含まれていないことの保証	○	—
プロダクトプレイスメント(製品、サービス等を対価と引換えに番組で言及すること)について、 ・商品・サービスが無料で提供される場合を除き原則禁止(子供向けは全て禁止) ・視聴者がプロダクトプレイスメントと認識できること ・たばこ製品の取扱い禁止	○	○	評判・名声等が間違った放送により損害を被った場合に答弁権等の救済を行使できること	○	—
			未成年者の身体的・精神的・道徳的発達に相応しくないサービスについて、未成年者の通常の視聴を防止するための適切な措置を講じること	—	○
			欧州作品の制作及びアクセスの促進	—	○

2-3 EUの通信・放送法制とその動向③

【電子通信規制パッケージの内容】

電子通信規制パッケージは6つの指令と1つの決定により構成される。その概要は以下のとおり。

枠組み指令	電子通信ネットワーク及びサービス等に関する欧州域内で調和の取れた規制枠組み確立のための基本原則(市場分析の実施等)や、規格・仕様等の標準化、デジタル双方向テレビ放送サービスの相互運用性等について規定。
アクセス指令	電子通信ネットワークへのアクセスや相互接続規制、CASの条件等について規定。
認可指令	事業参入資格の一般認可制、それにより付与される権利・条件等について規定。
ユニバーサルサービス指令	小売料金規制、ユニバーサルサービスの範囲・費用算定、番号ポータビリティ、(テレビ・ラジオ放送の)マストキャリア等について規定。
プライバシー保護指令	事業者のセキュリティ確保の責務、SPAM対策、個人情報取扱い等について規定。
競争指令	電子通信ネットワーク及びサービスの提供に伴う特別な権利(例:電子通信サービスの独占権付与)の廃止等について規定。
無線周波数決定	欧州委員会による欧州域内の周波数政策の調整、周波数の効率的な使用の確保等について規定。

【電子通信規制パッケージの見直し】

2007年11月、欧州委員会は、「電子通信規制枠組みの見直し提案」を公表。今後、欧州議会、EU理事会での審議を経て、2009年に採択予定。

- ・周波数政策に関して、①技術中立及びサービス中立の確保、②特定周波数に対する二次取引制度の導入。
- ・市場分析手続きの簡素化と域内における一貫性の改善。
- ・セキュリティ確保の義務化等の安全性及びネットワーク保全性の規定新設。等。

- ・欧州委員会の同意の下に、事業者に機能分離を課す権限を規制当局に付与。
- ・事業者が自主的に構造分離又は機能分離を実施する場合の手續規定を新設。

- ・周波数利用権について一般認可を原則とする。(深刻な混信等の場合は個別付与を許容。)
- ・欧州レベルで調和すべき周波数について、欧州委員会による調整権限規定を新設。

- ・固定地点における「電話ネットワーク」への接続から、固定地点における「通信ネットワーク」への接続に変更。

- ・迷惑通信に関する違反に対し、第三者が法的な行為をとったり、規制当局に通報することを可能とするよう加盟国に義務付け。

※このほか、市場分析の関連規制として、「SMPガイドライン」(市場分析の方法、SMPの判定基準等について規定)、「関連市場勧告」(市場分析の対象とする18の市場を定義)がある。

※このほか、事前規制の対象となる市場の削減、アンバンドルアクセス市場を、メタル限定から光ファイバを含むこととする等の見直しがある。

3 EU主要国における通信・放送法制とその動向

英国



通信: 49年無線電信法、84年電気通信法、03年通信法 / 放送: 90年放送法、96年放送法、03年通信法

・2002年のEU枠組み指令に従い、2003年通信法を制定し、電子通信ネットワーク及び電子通信サービスに一般認可制度を導入。

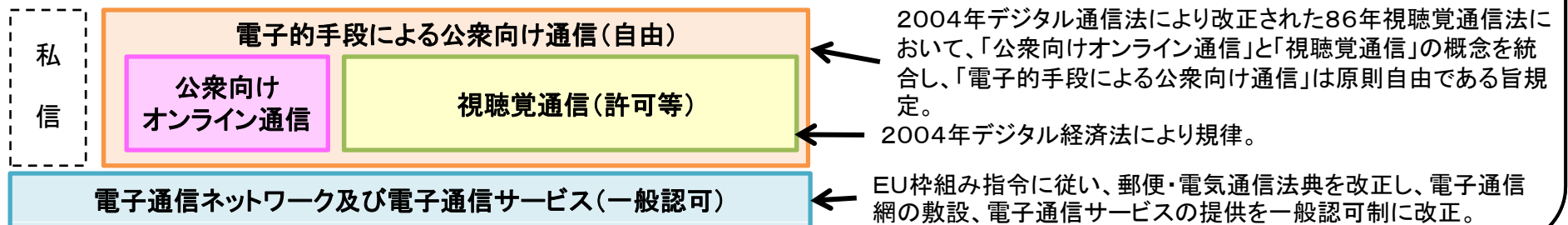
・昨年発効したEUの視聴覚メディアサービス指令について、英国国内法への適用方法を検討中。

例) 新たな定義である「視聴覚メディアサービス」に該当するための判断基準として、①テレビ放送と同等の性格を有する番組構成か、②事業者が編集責任を有するか、③公衆に対する情報提供、娯楽、教育という基本目的を有するか、④EU域内の事業者か、⑤公衆の大半に受け入れられることを意図し、彼らに重大な影響を有するか、⑥性質や手段がテレビのようなものであるか、という6点を検討中。

仏国



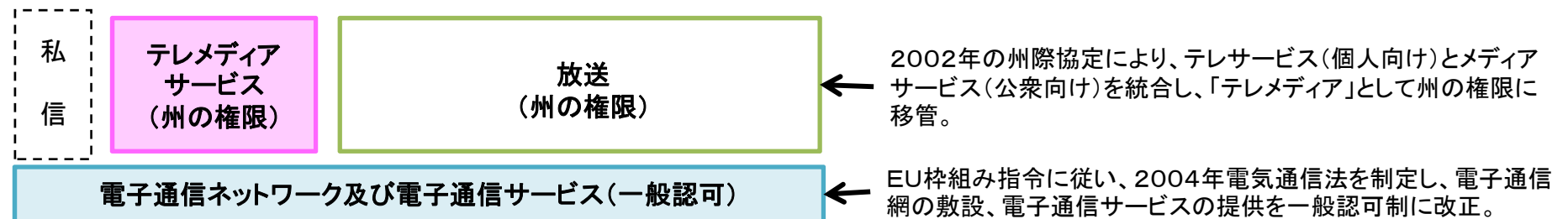
通信: 52年郵便・電気通信法典(第II部) / 放送: 86年視聴覚通信法※1



独国



通信: 04年電気通信法 / 放送: 放送に関する州間協定、州法※2



※1 正式名:「通信の自由に関する1986年9月30日の法律」

※2 ドイツでは、憲法上放送は州の権限とされている。

4 諸外国における「レイヤー型法制」の事例

マレーシア

- ・1998年、通信・放送の融合に対応した制度とするため、1950年電気通信法及び1988年放送法を廃止し、「通信マルチメディア法」を制定。
- ・事業を行おうとする者は、次の4区分に従い、免許を取得。
 - ①ネットワーク設備事業者(有線・無線のネットワーク設備を保有)
 - ②ネットワークサービス事業者(③のサービスを行うための基本的な伝送サービスを提供)
 - ③アプリケーション事業者(音声、データ、電子商取引などのサービスを提供)
 - ④コンテンツ提供事業者(放送やオンライン出版などのコンテンツサービスを提供)
- ・①～③のサービス提供に際しては公正競争確保等の経済的規制が、④のサービス提供に際しては、わいせつ・攻撃的等のコンテンツの提供禁止等の社会的規制が適用される。
- ・この他、周波数配分及び消費者保護について独立した章を設けて規律

台湾

- ・2006年に通信・放送の融合した独立機関として設立された通信放送委員会(NCC)は、融合や国際競争に対応するため、2007年12月に通信・放送の関連法制を整理統合し、①ネットワークインフラ(通信信号を伝送する全ての有線・無線設備)、②伝送サービス(ネットワークインフラを利用した伝送サービスの提供)、③コンテンツ・アプリケーション(放送番組、通信、デジタルコンテンツ等のサービス)の3レイヤーに再編成した新たな法体系案を作成。

参考資料 主要国の通信・放送法制比較

- 1 放送の定義
- 2 放送における規律の概要
- 3 放送事業の参入規制
- 4 放送番組に関する規律(テレビ放送)①～③
- 5 通信の定義
- 6 通信における規律の概要

1 放送の定義

米 国	E U	英 国	仏 国	独 国	韓 国	日 本
<p>◆放送・ケーブルについては、伝送路ごとにサービスを定義。</p> <p>◆特定加入者向けサービスは、公衆向けサービスではないが、特定の衛星放送・ケーブルについては、通信事業とは別のサービス類型として規律。</p>	<p>◆伝送路から独立し、公衆受信、番組編成に着目して一元的に定義。</p> <p>◆特定加入者向けサービスであっても、公衆向けサービスとなる。</p>	<p>◆伝送路から独立し、公衆受信、テレビジョン番組に着目して一元的に定義。</p> <p>◆特定加入者向けサービスであっても、公衆向けサービスとなる。</p>	<p>◆伝送路から独立し、公衆同時受信、番組編成に着目して一元的に定義。</p> <p>◆特定加入者向けサービスであっても、公衆向けサービスとなる。</p>	<p>◆伝送路から独立し、公共に資することを目的としたあらゆる画像の放映・配信として一元的に定義。</p> <p>◆特定加入者向けサービスであっても、放送に該当する。</p>	<p>◆伝送路から独立し、公衆送信、番組編成に着目して一元的に定義。</p> <p>◆特定加入者向けサービスであっても、放送に該当する。</p>	<p>◆放送、有線テレビ放送等、伝送路ごとにサービスを定義。</p>
<p>法律：通信法</p> <p>○放送 直接に又は中継局を経由して、公衆によって直接受信されることを目的とする無線通信の送信。 【通信法3条】</p> <p>ODBS(Direct Broadcast Satellite: 加入衛星放送) サービス事業者が暗号化技術を用いて特定の加入者へ番組配信するものは、"broadcast"(放送)でもない、"common carrier"(通信事業者)でもない、「1対多」のsubscriptionサービスである。 【FCC Report and Order】</p> <p>○ケーブルサービス ビデオ番組又はその他の番組サービスの加入者への片方向伝送。又は、当該ビデオ番組若しくはその他の番組サービスを選択若しくは利用するために必要な加入者の相互動作があれば、当該相互動作。 【通信法602条】</p>	<p>指令：視聴覚メディアサービス指令</p> <p>○視聴覚メディアサービス その主な目的が電子通信ネットワークにより一般大衆を対象とする通知、娯楽又は教育のために有声動画もしくは無声動画を提供する…サービスをいう(VODを含む)。【視聴覚メディアサービス指令第1条(a)】</p> <p>○テレビ放送 テレビ放送とは、メディアサービスプロバイダ(視聴覚メディアサービスの視聴覚内容の選択に編集責任を有し、その編集方法を決定する自然人若しくは法人)が、番組のスケジュールに基づきプログラムの同時視聴のために提供する視聴覚メディアサービスをいう。【同条(c)】</p> <p>○オンデマンドサービス メディアサービスプロバイダが編纂したプログラムカタログに基づいて視聴者が要求し希望する時刻にプログラムを視聴できるよう提供するサービス。【同条(e)】</p>	<p>法律：90年放送法</p> <p>○テレビ放送サービス 連合王国内のあらゆる場所における一般的受信を目的とするテレビ番組放送に含まれるサービスを指す。 【90年放送法2条(5)】</p> <p>○テレビ番組放送サービス ①(デジタル方式又はアナログ方式により)放送されることを目的として提供されるテレビジョン番組のサービスから構成されるサービス。 ②公衆が受信可能なように提供されるサービス。 ③一部のサービス(制限的テレビジョン・サービス、マルチプレックス・サービス等)は含まれない。 【03年通信法362条】</p>	<p>法律：視聴覚通信法</p> <p>○視聴覚通信 公衆に対する提供の方法がいかなるものであれ、公衆向けのラジオあるいはテレビ・サービスを提供する全ての通信と、ラジオとテレビ・サービス以外でデジタル経済における信頼性に関する公衆向けオンライン通信には属さないサービスの、電子的手段による公衆向け通信の全て 公衆全体又は様々なカテゴリーの公衆により同時に受信されることを目的とし、その主たる番組が画像と音声からなる秩序立った連続により構成された、電子的手段による公衆向け通信サービスのすべては、テレビ・サービスとみなされる。 【視聴覚通信法2条】</p>	<p>法律：放送に関する州際協定(放送は憲法により州の権限)</p> <p>○放送 公衆に向けた、接続線なし又は導線に沿って若しくは導線を介して、電磁気の振動を利用した言葉、音声及び画像における全ての手法による上演の特定された実施及び伝播である。この定義には、暗号化され伝播される上演又は特別の料金に対して受信可能な上演を含める。 【放送州間協定2条】</p>	<p>法律：放送法</p> <p>○放送 放送番組を企画・編成又は制作し、これを公衆に電気通信設備により送信するものをいう。</p> <p>○テレビジョン放送 停止又は移動する事物の瞬間的映像及びこれに伴う音声・音響等からなる放送番組を送信する放送。 【放送法2条1項】</p>	<p>法律：放送法、有線テレビジョン放送法、有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律、電気通信役務利用放送法</p> <p>○放送 公衆によって直接受信されることを目的とする無線通信の送信。 【放送法2条】</p> <p>○テレビジョン放送 静止し、又は移動する事物の瞬間的映像及びこれに伴う音声その他の音響を送る放送。【同上】</p> <p>○有線テレビジョン放送 有線放送(公衆によって直接受信されることを目的とする有線電気通信の送信)であって、有線ラジオ放送以外のもの。【有線法2条】</p> <p>○有線ラジオ放送 一区域内において公衆によって直接聴取されることを目的として、音声その他の音響を有線電気通信設備によって送信すること等。 【有線法2条】</p> <p>○電気通信役務利用放送 公衆によって直接受信されることを目的とする電気通信の送信であって、その全部又は一部を電気通信事業を営む者が提供する電気通信役務を利用して行うもの。 【役務利用放送法2条】</p>

2 放送における規律の概要

	米 国	英 国	仏 国	独 国	韓 国	日 本
放送を規律する根拠法	34年通信法 96年通信法	90年放送法、96年放送法、03年通信法	視聴覚通信法	放送に関する州間協定、各州の放送法、04年電気通信法	電波法、放送法	電波法、放送法、有線テレビジョン放送法、有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律、電気通信役務利用放送法
参入規制	<ul style="list-style-type: none"> ・FCC(※1)の無線局免許(無線系)(※2) ・市、郡等によるフランチャイズ付与(有線系)(※3) <p>[ハードソフト一致]</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・Ofcom(※1)の電子通信ネットワークの一般認可 ・Ofcomのマルチプレックスサービス(※4)の免許 ・Ofcomの番組サービスの免許 	<ul style="list-style-type: none"> ・CSA(※1)への電子通信ネットワークの届出 ・CSAのマルチプレックスサービスの許可 ・CSAの番組サービスの許可 	<ul style="list-style-type: none"> ・連邦ネットワーク庁に対する電子通信ネットワーク事業者の届出、同庁による周波数配分 ・州メディア庁の放送サービス免許 	<ul style="list-style-type: none"> ・放送通信委員会の無線局免許(無線系) ・放送通信委員会の放送局許可(有線系) <p>[ハードソフトの一部分離も可能]</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・総務大臣の無線局免許(放送(委託放送を除く。)) [ハードソフト一致] ・総務大臣による業務の認定(委託放送) ・総務大臣の施設設置許可、業務の届出(有線テレビジョン放送) ・総務大臣への業務の届出(有線ラジオ放送) ・総務大臣への業務の登録(役務利用放送) [ハードソフト分離]
外資規制	あり(無線)	なし	あり(地上)	なし (出資状況及び変更について報告義務有)	あり	あり(放送)
有料放送に対する料金規制	・市、郡等による規制(FCCが有効な競争下になかった時)	なし	なし	なし	・放送通信委員会の承認	・契約約款の認可(放送) ・契約約款の届出(有線テレビジョン放送、役務利用放送)
番組規律	・通信法のほか、FCC規則により個別に規律	・通信法のほか、Ofcomの番組基準、免許の条件により個別に規律	・視聴覚通信法のほか、政令、個別協定等により個別に規律	・放送に関する州間協定、州法等により個別に規律	・放送法令のほか、放送通信委員会が個別に規律	・放送関係法令の規定のほか、各事業者の策定する番組基準による自己規律

※1 FCCとは連邦通信委員会(Federal Communications Commission)を、Ofcomとは通信庁(Office of Communications)を、CSAとは視聴覚高等評議会(Le Conseil superieur de l'audiovisuel)をいう。

※2 暗号化技術を用いて特定の加入者に配信するようなDBS(Direct Broadcast Satellite)サービスはsubscriptionサービスとされコンテンツ規制等の対象とされる。

※3 地域電話会社によるオープンビデオシステムサービス(電話回線でのビデオ番組提供サービス)はFCCの許可。

※4 2以上のデジタル用の番組サービス等から成るサービスをいう。

3 放送事業の参入規制

		米 国	E U	英 国	仏 国	独 国	韓 国	日 本
ハード・ソフトの参入手続の別		一 致	分 離	分 離 ※地デジにマルチプレックス	分 離 ※地デジにマルチプレックス	分 離	一 致 ※一部分離も可。	一 致(放送) 分 離(有線テレビジョン放送、有線ラジオ放送、役務利用放送)
参入 手 続	ハード	○地上放送: FCCによる無線局免許【通信法 § 308】 ○衛星放送: 同上	○電子通信ネットワーク及び電子通信サービスの提供: 一般認可(届出)【認可指令 § 3】	○電子通信ネットワーク及び電子通信サービスの提供: Ofcomへの届出【03年法 § 33】	○電子通信ネットワークの設置及び運用並びに電子通信サービスの提供: ARCEPへの届出【郵便・電子通信法典 § I 33-1IV】	○電子通信ネットワーク及び電子通信サービスの提供: BNetzAへの届出【電気通信法 § 6】 ○周波数割当【電気通信法 § 55(10)】	○地上波放送: 電波法の定める放送通信委員会の放送局許可【放送法 § 9】 ○衛星放送: 同上 ○ケーブル: 放送通信委員会の放送局許可【放送法 § 9】	○放送: 総務大臣による無線局免許【電波法 § 4】 [ハードソフト一致] ○有線テレビジョン放送: ・総務大臣の施設設置許可【有テ法 § 3】 ・総務大臣への業務開始の届出【有テ法 § 12】
	ソフト	○ケーブル: ・フランチャイズ付与当局によるフランチャイズ免許【通信法 § 621】 ・FCCによる承認(地域電話会社のOVS(電話回線でのビデオ番組提供))【通信法 § 653】	○コンテンツ規制及び視聴覚政策に関する一般の利益の目的を追求するため、EUレベル、各国レベルでの措置を妨げるものではない。【枠組指令 § 1】	○地上放送 ・BBC: 国王の特許状 ・ch3・4・5: Ofcomの免許【90年法 § 14、03年法 § 214等】 ・デジタル: Ofcomの免許【96年法 § 18】 ・マルチプレックス: Ofcomの免許【96年法 § 7】 ○衛星放送: TLCSの免許【03年法 § 235】 ○ケーブル: 同上	○地上放送 ・サービス編集者: CSAによる電波資源の利用の許可。【視聴覚法 § 30等】 ・商業放送におけるプラットフォーム事業者 ※: CSAへの届出【視聴覚法 § 30-2】 ・マルチプレックス※: CSAへの届出【視聴覚各法 § 30-2】 ○衛星放送: CSAとの個別協定【視聴覚法 § 33-1】 ○ケーブル: 同上	○公共放送: 使用可能な伝送キャパシティの保障【州法 § 4】 ○民間放送: 州間協定においては州法に基づく許可が必要【州間協定 § 20】 →州メディア庁の免許【州法 § 24】 ※州法はベルリン・ブランデンブルグ州法の例(以下同)	<参考> ○伝送網事業(有線放送のハード): 放送通信委員会への登録【放送法 § 9】 ○放送チャンネル使用事業(地上波、衛星、有線放送とチャンネル使用契約を締結して行う事業): 放送通信委員会への登録【放送法 § 9】 ○外国衛星のチャンネル使用: 放送通信委員会の承認【放送法 § 9】	○受委託放送: ・総務大臣の無線局免許【電波法 § 4】 ・総務大臣による業務の認定【放送法 § 52の13】 [ハードソフト分離] ○有線ラジオ放送業務: 総務大臣へ役務利用放送: 総務大の届出【有テ法 § 3】 ○電気通信臣の登録【役務利用放送法 § 3】 [ソフトのみ] <参考> ○有線電気通信設備: 総務大臣への届出【有線電気通信法 § 3】 ○電気通信事業: 総務大臣への登録・届出【電気通信事業法 § 9・§ 16】
周波数割当	割当元	○FCC	○B. 無線周波数の利用権に付加される条件 1. 必要な場合には特定のコンテンツ又は特定の視聴覚サービスを伝送するための周波数の排他的利用権を含む、周波数の利用権が付与されるサービス又はネットワーク若しくは技術の種類【認可指令 § 6.1】	○Ofcom	○CSA	○BNetzA	○放送通信委員会	○総務大臣
	割当先 ハード ソフト	○無線局の免許人		○電子通信ネットワーク運営者		○電子通信ネットワーク運営者	○無線局の免許人	○無線局の免許人 ○委託放送事業者への指定

※ 有料放送のプラットフォーム事業者とは、番組編集者の提供する番組をとりまとめ提供し、視聴者から代金徴収、EPG提供等を行う事業者のこと。

4 放送番組に関する規律(テレビ放送)①

		米 国	E U	英 国	仏 国	独 国	韓 国	日 本
規律の構造		・通信法、FCC規則により規律。	・視聴覚メディアサービス指令によりEU域内におけるものを共通的に規律。	・通信法の準則のほか、Ofcomの番組基準、事業者への免許の条件等により規律。	・法律の準則のほか、CSAと事業者との協約等により規律。	・放送州間協定、州法の準則、個別規定等により規律。	・放送法令の準則、個別規定のほか、放送委員会の審議規程により規律。	・放送関係法令の規定のほか、各事業者による自己規律
放送番組に対する具体的規律の主なもの	公序良俗 青少年保護	・Vチップ【法 § 303、330】 ・下品放送の時間制限(地)【刑法 § 1464、規則 § 73.3999(b)】 ・子ども番組放送義務【規則 § 73.671】 ・猥褻放送禁止【法 § 639等】	・未成年者の発展阻害おそれ番組の警告、表示【 § 22】 ・未成年者発展阻害番組が含まれないようにする措置【 § 22】 ・人種、性別、宗教又は国籍による差別助長内容がふくまれないようにする措置【 § 3b】	・青少年に適さないおそれ番組の警告、表示【番組基準1.7】 ・青少年に適さない番組の時間制限【基準1.4】 ・学校番組の放送義務(ch4)【03年法 § 296】	・レイティング、青少年に適さない番組の警告【法 § 15、協約等】 ・青少年に適さない番組の時間制限(地上)【協約等】 ・青少年番組放送義務(地上)【協約等】	・放送に関する青少年保護【州間協定 § 4】 ・許可されない番組内容【青少年メディア保護に関する州間協定第4条】	・レイティング、青少年保護の放送中表示【法 § 33】 ・報道、教育、娯楽番組の一定比率包含【法 § 69】	・公安及び善良な風俗を害しないこと(番組準則)【法 § 3の2】 ・わいせつな無線通信の禁止【電波法 § 108】
	政治的公平	・候補者への同等機会の提供【法 § 315】	・なし	・政治上の論争等に対する事業者の見解除外【法 § 320】 ・政府による特定事項の放送差し控えの求め【法 § 336】	・与野党放送時間の適正割合の維持【慣習】	・選挙中の政党への適切な放送時間の割当【州間協定 § 42(2)】【州法 § 59(2)】 ※州法はベルリン・ブランデンブルグ州法の例(以下同)	・放送を含む言論機関に対する、政策・政見討論等の公正な放送・報道義務【公職選挙法 § 8】 ・選挙放送の公正性確保のための選挙放送審議委員会設置【公職選挙法 § 9】	・政治的に公平であること(番組準則)【法 § 3の2】
	事実・真実	・犯罪、大災害に関する虚偽の放送の禁止【規則 § 73.1217】	・テレビ番組により被害を被った場合の反論権の確保【 § 23】	・ニュースにおける十分な正確性等の確保【03年法 § 319(2)(d)、基準 5.1.5.2】	・情報の誠実性の確保【法 § 28、43-11、条件明細書、協約】	・報道の真実性の点検【州間協定 § 10、州法 § 47】	・事実性等への適合留意義務【法 § 69】 ・放送の公正性【法 § 33、審議規定 § 9】 ・放送の客観性【法 § 33、審議規定 § 14】	・報道は事実をまげないですること(番組準則)【法 § 3の2】
	広告	・スポンサーの明示【法 § 317等】 ・タバコ等広告禁止(地)【規則 § 73.4055】 ・子ども番組での広告量制限【規則 § 73.670】	・番組と広告の分離【 § 10】 ・タバコ等広告禁止【 § 3e】 ・広告量、時間等の制限【 § 11】	・番組と広告の分離【03年法 § 296、基準10.12】 ・広告量、時間等の制限【ASA基準】 ・タバコ等広告禁止【同上】 ・16歳未満子供向け番組での高脂肪食品等のTV広告規制の実施を最終調整中【Ofcom文書】	・番組と広告の分離【法 § 43】 ・タバコ等広告禁止【法 § 14】 ・広告量、時間等の制限【協約】	・広告の識別【協定 § 7】 【州法 § 49】 ・タバコ企業のスポンサー禁止【協定 § 8(4)】 【州法 § 50(4)】 ・広告量、時間等の制限【協州間定 § 7等】 【州法 § 51等】	・放送通信委員会の事前審議【法 § 32】 ・広告代理店の制限(地上)【法 § 73】 ・広告量、時間等の制限【法 § 73】 ・番組と広告の分離【法 § 73】	・受信者が広告放送であることを明らかに識別できるようにすること【法 § 51の2】
	その他	・非商業番組へのチャンネル割当(衛、ケ)【法 § 611等】	・重要イベントへのアクセス確保【 § 3j,3k】	・重要イベントの排他的放送の禁止【96法 § 99】 ・政府声明への放送時間提供【法 § 336】	・重要イベントの排他的放送の禁止【法 § 20-2】 ・政府声明への放送時間提供(公共放送)【法 § 54】	・重要イベントの排他的放送の禁止【州間協定 § 5a】	・放送通信委員会の事後審議【法 § 32】	・放送事業者による番組基準の策定

4 放送番組に関する規律(テレビ放送)②

	米 国	EU	英 国	仏 国	独 国	韓 国	日 本
	地域性関係	(・地域の番組のリスト等の保存義務(地上)【FCC規則 § 73.3526、§ 73.3527】)	—	・ch3の番組は十分な時間が地域番組に割り当てられているとOfcomが認める状態とする(ch3)【03法 § 287】	・地域サービスの提供義務(ケーブル配信者)【法 § 34-2】	・地域チャンネルの確保(ケ)【州間協定 § 25(4)、§ 31】【州法 § 32(2)③】	・地域チャンネルの運営義務(ケ)【法 § 70】
外部調達関係	・三大ネットワークの独占的影響力の排除のため1972年、「フィンシン・ルール」(三大ネットワークが外部制作会社の制作番組について所有権を確保することを禁止)を導入。(所期の目的を果たしたということで、1995年廃止。)	・放送時間又は番組予算の10%以上が独立系番組制作者による欧州製作品であること【 § 5】	・公衆放送、BBC、これらのデジタルの番組は25%以上が独立制作番組に割り当てられること【03法 § 277、309】【90法 § 16】【03法附則 § 12第1部】【90法 § 186】 ・公衆放送の番組はOfcomが適切な割合と認めるロンドン以外で制作され、異なる制作センターによる【03法 § 286、288】 ・デジタルプログラムサービスの番組の適切な部分が欧州製であり、10%以上が独立制作番組であること【96法 § 19(2)】	・独立した番組の制作に関する貢献額の割合は政令又は協約で規定するとし、政令で16%の2/3以上と規定【法 § 27-3、§ 33】	(＜参考＞自社制作比率と外注制作比率は免許の選定の際に考慮する(地、衛)【州法 § 34(2)】)	・番組のうち大統領令で定める比率以上を外注制作放送番組とし、大統領令で定める一定比率以上を主視聴時間に編成すること【法 § 72】	—
自国番組関係	—	・番組の過半が欧州製作品であること【 § 4】	・番組の過半の欧州製作品の確保【03法 § 336】	・映画、作品の6割の欧州製作品、4割の仏製作品の確保【法 § 27】 ・映画、視聴覚作品の放送権獲得のために行う貢献額の割合、独占の期間、長編映画の放送に対する時間帯(最大年間回数、時間帯)は政令又は協約で規定【法 § 27-3、§ 33】 ・仏語の視聴覚作品の放送時間量、その放送権獲得のための売り上げ高の割合、その放送時間帯は協約で規定【法 § 28、33】	・欧州製作品の主要時間帯の確保【州間協定 § 6】	・一定比率以上の国内作品、映画、アニメ等の確保【法 § 71】 ・一定比率以上の一外国映画等の禁止【法 § 71】	—

4 放送番組に関する規律(テレビ放送)③

		米 国	英 国	仏 国	独 国	韓 国	日 本
苦情処理、 監視		(・明示的な規定なし)	<ul style="list-style-type: none"> Ofcomは番組基準についての苦情申立の処理、解決のための手続を確立する義務を負う【03通信法 § 325(2)】 Ofcomにコンテンツ評議会を設置し、Ofcomが決定できる範囲においてその任務を遂行する【03通信法 § 13】(コンテンツ評議会はOfcomの苦情処理手続において、再々上訴の請求を受ける) 	<ul style="list-style-type: none"> CSAは、事後的に番組をモニターして遵守状況を監視し、政治的公平性については発言時間をカウント 代表的な職業組織等の団体は、CSAに、放送事業者の義務違反に対して行う催告手続を採ることを要求できる。【法 § 42】 	<ul style="list-style-type: none"> 州メディア庁は放送実施者に対して、情報請求権及び調査権限を有する【州間協定 § 22】【州法 § 26, § 67】 民間放送に関する州メディア庁に対する不服申立権限【州法 § 67】 州メディア庁による法令遵守状況の監視【州法 § 69】 	<ul style="list-style-type: none"> 視聴者不満等を効率的に遂行するため視聴者苦情処理委員会を設置。【法 § 35】 (・放送通信委員会は番組を事後審議(広告は事前審議)する。) 	<ul style="list-style-type: none"> 放送事業者は、放送番組に関して申出のあった苦情等を放送番組審議機関に報告する義務あり。【放送法 § 3の4】 放送事業者は、請求により真実でない事項の放送が判明したときは訂正放送等をする義務あり。【放送法 § 4】 放送番組の保存義務【放送法 § 5】
	措置内容 (地上放送を 中心に記載)	<ul style="list-style-type: none"> 課徴金【法 § 503(b)】 免許取消(命令違反)【法 § 312(a)】 ※「放送品位維持法」による課徴金の引き上げ 	<ul style="list-style-type: none"> 訂正放送・行政庁による調査結果の放送の命令【90年法 § 40等】 免許短縮、免許取消、過料(命令違反)【90年法 § 41等】 	<ul style="list-style-type: none"> 行政庁の見解の放送の命令【法 § 42-4, 48-3】 行政庁の催告、催告内容の公表【法 § 42, 48-1】 放送停止、許可短縮、許可取消、協約の解除 	<ul style="list-style-type: none"> 州メディア庁への免許返還、免許取消【州法 § 32】 州メディア庁による免許停止、放送禁止【州法 § 70】 違反解消等の要求、要求内容の放送命令【州法 § 69】 対象番組の広告収入の納付【州法 § 69】 	<ul style="list-style-type: none"> 是正命令、視聴者への謝罪等命令【法 § 100】 業務停止、許可取消(命令違反)【法 § 18】 課徴金【法 § 19】 関係者の懲戒の措置命令【法 § 100】 番組中止の措置命令【法 § 100】 	<ul style="list-style-type: none"> 無線局の運用停止命令 無線局免許の取消(命令違反)
担保措置	最近の例	<ul style="list-style-type: none"> 2004年、CBSの20のテレビ局がジャネット＝ジャクソンが胸部を露出したスーパーボールのハーフタイムショーの放送を行ったことに対し、各局27,500ドル(合計55万ドル)の課徴金(FCC規則73.3999違反。2006年2月決定) 注 2006年3月、FCCは、02年2月から05年3月までに放送された番組のうち下品な描写があるなどとして視聴者から苦情が寄せられていたものについて審査した結果、7の番組について、課徴金(FCC規則73.3999違反) 	<ul style="list-style-type: none"> 2004年7月、チャンネル4がカフェインの危険性を検証する番組の訂正放送の中で特定の商品(カフェイン入りエネルギードリンク)を様々な状況において効果的などと強調するような放送を行ったことに対し、5,000ポンドの過料及び行政庁(Ofcom)による調査結果の放送の命令(番組基準8.4の違反。2005年8月決定) 2006年3月、ITVが、ニュース番組の中で、イラク戦争への参戦に関するブレア首相の発言について、「十分な正確性」によらずに報道を行ったとして、番組基準違反と認定(番組基準5.1違反。ただし、ITVが既にOfcomの調査結果を放送することを決定していたため、Ofcomは、法的措置は不要と判断。2007年2月決定) 	<ul style="list-style-type: none"> 2003年、TF1が特定の企業が何度も登場する音楽ビデオの放送を繰り返したことにに対し、催告(広告に関する政令第18条の違反) 2004年2月、F2が報道番組の中で特定の政治家の去就について退陣報道を行ったことに対し、情報の誠実性の確保を規定する視聴覚法 § 43-11等を遵守するよう催告(条件明細書の違反。同月決定) 	<ul style="list-style-type: none"> 2005年、RTL2がある出演有名人が特定の商品を好きだと発言した番組を放送したことにに対し、4万5千ユーロの過料(州間協定第7条の違反。ヘッセン州民間放送庁による。2005年12月14日決定) 2005年、RTLが番組の中で特定の企業を称賛する発言とともにその企業のロゴをつけた車両の映像を放送したことにに対し、5万ユーロの過料(ニーダーザクセン州メディア庁による。2005年10月26日決定) 	<ul style="list-style-type: none"> 2005年、KBS-2TVが家族構成員すべての情緒に不適合な内容の放送を行ったことにに対し、謝罪命令、当該放送番組(7月27日分)の中止の措置命令、関係者の懲戒措置命令(法 § 100、審議規程 § 24の違反。2006年8月決定) 2007年、MBCが作為的な編集により、事実と異なる内容の放送を行ったことに對して、謝罪放送の措置命令(審議規程 § 14, 20違反。2007年6月決定) 	

注 当時の課徴金は、27,500ドルであったが、現在は32,500ドルとなっている(わいせつな放送に対する課徴金は32万5千ドル)。

5 通信の定義

米 国	E U	英 国	仏 国	独 国	韓 国	日 本
<p>○電気通信 : 送受信される情報の形態または内容を変更することなく、利用者が選択した情報を利用者が指定した複数の地点間で伝送すること 【通信法3条43項】</p> <hr/> <p>○電気通信サービス : 利用される施設が何であるかにかかわらず、直接公衆に対し、又は直接公衆に効果的に利用させるような分類の利用者に対し、料金を課して電気通信を提供すること 【通信法3条46項】</p> <p>○情報サービス : 電気通信を介して情報を生成し、取得し、蓄積し、変換し、処理し、検索し、利用し又はその利用を可能とする能力の提供。 【通信法3条20項】</p> <p>※「情報サービス」に分類されると、相互接続、再販、ユニバーサルサービス基金への拠出等の公衆電気通信事業者に対する義務が係らない。例としては、FTTH、DSLサービス、ケーブル・モデム・サービスがある。新規サービスの分類は、FCCが判断。</p> <p>※ただしFCCは情報サービスと判断した有線ブロードバンドアクセスサービス等についてユニバーサルサービス基金への拠出義務等を課することを決定。</p>	<p>○電子通信ネットワーク : 伝送される情報の種類にかかわらず、有線によって、無線によって、光によって又はその他の電磁的手段によって信号を伝送できる伝送システム (テレビ・ラジオ放送のためのネットワーク、CATVネットワーク等を含む) 【枠組指令2条a項】</p> <hr/> <p>○電子通信サービス : 通常は有償で提供されるサービスであって、専ら又は主として電子通信ネットワーク上の信号を伝送すること (放送のためのネットワークにおける伝送サービスを含むが、伝送されるコンテンツの提供サービス及び編集制御サービスは除外) 【枠組指令2条c項】</p>	<p>○電子通信ネットワーク : 次の各号に掲げるものをいう。 ①電気エネルギー、磁気エネルギー又は電磁エネルギーを利用して、何らかの種類の信号を伝達するための伝送システム ②そのシステムを提供する者が、そのシステムに関連して、信号の伝達のために使用する機器等(そのシステムに含まれる機器、その信号の交換又は経路指定に使用される機器、ソフトウェア及び保存データ。) 【03年通信法32条1項】</p> <hr/> <p>○電子通信サービス : 電子通信ネットワークによる信号の伝達に含まれるサービス又はそれを主要機能とするサービスをいう。ただし、そのサービスがコンテンツ・サービスである場合を除く。 【03年通信法32条2項】</p>	<p>○電子通信ネットワーク : 伝送及び放送の全体的な設備あるいはその組み合わせ全体 【郵便・電子通信法典L32条2項】</p> <hr/> <p>○電子通信サービス : 電子通信(電磁的な手段による符号、信号、文書、画像及び音声の送信・伝送・受信)の提供から構成されるサービス 【郵便・電子通信法典L32条6項】</p>	<p>○電気通信 : 電気通信設備により信号の送信、伝送、受信を行う技術的事象。 【ドイツ電気通信法3条22項】</p> <hr/> <p>○電気通信サービス : 放送ネットワークでの伝送サービスを含む電気通信ネットワークにおける信号伝送を全てあるいは大部分として構成する、通常、料金を課して提供されるサービス。 【ドイツ電気通信法3条25項】</p>	<p>○電気通信 : 有線・無線・光線及びその他の電磁的方式により符号・文言・音響若しくは影像を送信又は受信すること 【電気通信基本法2条1項】</p> <hr/> <p>○電気通信設備 : 電気通信を行うための機械・器具・線路その他電気通信に必要な設備 【電気通信基本法2条2項】</p> <hr/> <p>○電気通信役務 : 電気通信設備を利用して他人の通信を媒介し、又は電気通信設備を他人の通信用に提供すること【電気通信基本法2条7項】</p>	<p>○電気通信 : 有線・無線その他の電磁的方式により、符号、音響又は影像を送り、伝え、又は受けること 【電気通信事業法2条】</p> <hr/> <p>○電気通信設備 : 電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備 【電気通信事業法2条】</p> <hr/> <p>○電気通信役務 : 電気通信設備を用いて他人の通信を媒介し、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること【電気通信事業法2条】</p>

6 通信事業における規律の概要

		米 国	E U			韓 国	日 本
			英 国	仏 国	独 国		
参入・退出規制 外資規制	【参入・退出】 ・原則として認証が必要(ただし、規制の差控えあり)。 【外資】 ・外国事業者の米国市場参入に当たって審査基準あり。 ・外国事業者による無線局免許について、直接投資20%、間接投資25%規制。	【参入】 ・電子通信ネットワーク及びサービスの提供は原則一般認可(届出)制(無線周波数等の有限な資源については、個別の利用権を設定することが可能)	【外資】 なし	【外資】 なし	【外資】 なし	【参入】 ・基幹電気通信事業者:許可制 ・別定通信事業者:登録制 ・附加通信事業者:届出制 【外資】 ・基幹通信事業者について、49%の外資規制あり	【参入・退出】 ・一定規模・区域を超える回線設備を設置する電気通信事業については登録、それ以下は届出。 ・廃止の事前周知及び届出。 【外資】 なし
	・原則として約款作成義務あり(ただし、規制の差控えあり)。	・固定電話サービスの小売市場において重大な市場支配力(SMP)を持つ事業者に対し、約款作成義務・プライスキャップ規制等あり。 ・BTに対して規制	・BTに対して規制	・FTに対して規制	・DTに対して規制	・基幹通信役務について、原則届出(支配的事業者は認可)。	・基礎的電気通信役務の契約約款及び指定電気通信役務の保障契約約款の届出。
利用者保護	・FTCによる広告・表示規制等	・電気通信役務の提供条件明示義務 ・料金・サービス品質等に関する消費者への情報公開義務			・役務に関する利用者からの正当な意見・不満を直ちに処理する義務	・契約約款の掲示義務、利用者からの苦情処理義務、業務改善命令。	
非対称規制	接続規制	・全ての電気通信事業者に相互接続義務あり。 ・既存地域事業者にネットワーク要素への非差別なアクセスをアンバンドルベースで電気通信事業者に提供する義務及びコロケーション義務あり。	固定・移動サービスの卸市場においてSMPを持つ事業者に対し、無差別の接続義務、コスト志向の接続料設定等の規制あり。 ・固定:BT等に対して規制 ・移動:O2、ボーダフォン、オレンジ等に対して規制	・固定:FTに対して規制 ・移動:オレンジ、SFR等に対して規制	・固定:DTに対して規制 ・移動:Tモバイル、ボーダフォン等に対して規制	・基幹通信事業者のうち、不可欠設備を保有または売上高シェア50%以上の事業者に対し、アンバンドルベースの公正・合理的・非差別的な料金・条件での接続義務あり。	・電気通信事業者には原則として接続義務あり。 ・第一種指定電気通信設備について、接続約款の認可、接続会計の整理等。 ・第二種指定電気通信設備について、接続約款の届出等。
	行為規制	・旧ベル系地域事業者の競争分野での活動において以下のような条件あり(ただし、一定の条件を満たせば義務が終了)。 ・分離関連会社によるサービス提供 ・分離関連会社との役員等の兼任禁止 ・分離関連会社と他事業者との間におけるサービス・設備・情報提供等に関する差別的取扱いの禁止 ・分離関連会社との共同マーケティングの制限	・固定電話サービスの小売市場においてSMPを持つ事業者に対し、市場参入の妨害や略奪的価格設定等の反競争的行為の禁止 ・卸市場においてSMPを持つ事業者に対し、上記接続規制の他、差別的取扱いの禁止等の規制あり。 【固定電話小売市場】 ・BT等に対して規制 【卸市場】 ・固定、ブロードバンド:BT等に対して規制 ・移動:O2、ボーダフォン、オレンジ等に対して規制	【固定電話小売市場】 ・FTIに対して規制 【卸市場】 ・固定、ブロードバンド:FTIに対して規制 ・移動:オレンジ、SFR等に対して規制	【固定電話小売市場】 ・DTIに対して規制 【卸市場】 ・固定、ブロードバンド:DTIに対して規制 ・移動:Tモバイル、ボーダフォン等に対して規制	・すべての電気通信事業者に対し、相互接続等における不当な差別、協定の不履行、情報流用、不当会計分類等を禁止	・接続情報の目的外利用の禁止。 ・事業者間の差別的取扱いの禁止。 ・他の事業者に対する不当な規律、干渉の禁止。